

令和7年9月25日

第9回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第9回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日		令和7年9月25日			招集場所		市民プラザかぞ 多目的ホール		
開会の日時		午後1時54分			閉会の日時		午後4時18分		
会長	小川達男	職務代理		松本昇					
議席	委員氏名	出	欠	議席	委員氏名	出	欠		
1	高橋雅一	○		9	小山治延	○			
2	久保文夫	○		10	須藤秀夫	○			
3	瀬下京子	○		11	関弘明	○			
4	山岸和男	○		12	松本昇	○			
5	嶋村淨	○		13	中島利雄	○			
6	金子勇一	○		14	小川達男	○			
7	小川達夫	○		15	小坂実	○			
8	松本榮次郎	○							
					加須市農業委員会事務局				
					局長野崎修司				
					次長前島勝己				
					主幹渡辺昌也				
					主幹野崎浩次				
					主査大熊健太郎				
					主任福地英昌				

開会 午後 1時54分

○局長（野崎修司君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻前でございますけれども、皆様おそろいになりましたので、これより令和7年第9回の加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。

◇

◎開会の宣告

○局長（野崎修司君） 初めに、松本職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 皆様、こんにちは。職務代理の松本です。

委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

大体田んぼのほうも、大体早いところは終わった方も多いと思うんですけども、私のほう、今が二、三割というところですかね。私のうちもやっていたら、コンバインが故障しまして、1週間の修理で、修理すると100万から200万かかる。でも、コンバインが970時間使っているもので、そういうことで1週間いろんな作業をやっていまして、これからが大変になっております。

それでは、これより令和7年第9回加須市農業委員会総会を開会いたします。

◇

◎会長挨拶

○局長（野崎修司君） ありがとうございました。

続きまして、小川会長のほうからご挨拶をいただきます。お願いします。

○会長（小川達男君） 皆さん、こんにちは。

大変厳しい夏がやっと終わったと思いました。そういう中、これからも昨年と同様、暑い秋が1か月始まろうという予報が出ております。皆様方にもこの暑い夏を過ごした体調には十分気をつけまして、今後の農作業等に進めてもらえればというふうに思っております。

さて、本日も多数の案件があります。皆様方のご協力の下、スムーズに進行できればとい

うふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

簡単ですけれども、私の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願ひします。



◎出席委員数の報告

○局長（野崎修司君） 本日の総会でございますけれども、本日、委員さん全員のご出席をいただいておりますことをご報告申し上げます。



○局長（野崎修司君） 次に、議事に入ります前に、本日の資料で訂正事項がございますので、説明をさせていただきます。

○事務局（前島勝己君） すみません、失礼します。

訂正が3点ございます。

まず、議案書10ページ、ご覧いただきたいと思います。

10ページの5条の6番、水深地区の案件でございますが、右から4升目、権利の内容が使用貸借権（10年）となっておりますが、これを、賃借権（30年）に訂正をお願いします。こちらは元が間違っていたということで、代理人のほうから訂正の申出がございました。

続きまして、1枚めくっていただきまして13ページの12番、田ヶ谷地区の案件でございます。左から3升目の一番下の欄ですが、譲渡人の住所欄の一番下に 番地とありますが、これを に訂正をお願いします。こちらは事務局がチェックをしたときに、誤りと分かりましたので代理人のほうに訂正の依頼を行いました。

最後になりますが、ワンペーパーを報告事項の第2号ということで、5条の届出が以前、お配りしたものと番号や線が抜けていたり、一部読みづらい文字等がありましたので、差し替えをお願いします。

訂正については以上となります。

○局長（野崎修司君） それでは、これより議事に入らせていただきます。

議事進行につきましては、小川会長さん、どうぞよろしくお願ひいたします。



◎議事録署名委員の指名

○会長（小川達男君） それでは、始めさせていただきます。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

5番、嶋 村 淨 委員及び

6番、金 子 勇 一 委員

の両委員を指名いたします。



◎取下願の報告

○会長（小川達男君） 次に、議事に入る前に、4件の取下願が提出されております。

本日の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち、議案書4ページの9番、元和地区及び議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」のうち、議案書9ページの3番、大桑地区、議案書14ページの14番、田ヶ谷地区、議案書16ページの20番、豊野地区の案件については、取下願が提出されておりますので、本日の議案からは除かれますことをご報告いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） それでは、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の16件を議題といたします。

初めに、1番の桶遺川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図1ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は営農規模拡大のため、譲渡人は営農規模縮小のための申請となっておりま

す。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君）　10番、須藤秀夫です。

9月17日に、地区担当委員の森博司さん、寺田薰さんの3人で現地調査を行ってまいりました。譲受人の代理人であります　さんと譲受人の　さんに現地対応をしていただきました。

譲渡人の　さん、　さんのお二人は、相続で農地を譲り受けましたが、この先、農地として維持管理が難しいことから売却したいとのことです。　さんは、この農地を購入し、稲を作付したいとのことでした。現地を確認したところ、草が生い茂っていましたが、手を加えれば水田に戻せると思いました。

このようなことから、本件申請は、状況を確認し、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ないようですので、採決いたします。

1番の樋邊川地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2番の樋邊川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図2ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は居宅に隣接し、これまで耕作しており、今後においても耕作していくため、譲渡人については、遠方に居住しており、耕作が困難なための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

9月17日に、地区担当委員の森博司さん、寺田薰さんの3人で、現地調査を行ってまいりました。譲受人の代理人であります さんに現地対応をしていただきました。

譲受人の さんは、3年前に さんの家を購入しております。家の前に4筆の畠がありますが、自家用野菜を作るため購入したいとのことです。 さんは、農業の経験もあるそうです。農機具は耕運機があり、空き地はきれいに耕うんされ、野菜も作られておりました。耕作放棄地を未然に防ぐことになり、農地を有効利用できると思います。

このようなことから、本件申請は、状況を確認し、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

2番の樋邊川地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員ですので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図3ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は営農規模拡大のため、譲渡人は営農規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君）　10番、須藤秀夫です。

9月18日に、地区担当委員の越塚明さんと現地確認を行ってまいりました。譲受人の代理人であります　さんの案内で現地確認を行いました。

さんによりますと、譲受人の　さんは、譲渡人　さんの土地を購入し、野菜を作りたいとのことです。

案件の土地は　さんの自宅の北側にあり、しばらく耕作されておらず、シノダケで覆われていました。この先、野菜畠として管理すれば、耕作放棄地を未然に防ぎ、有効利用できると思います。

また、8月に購入した土地も既にきれいに整備していました。それから、その手前もずっと何か月か前に購入し、シノダケ畠だったんですが、それもきれいにユンボで整地して、野菜畠として利用できるようにしてありました。

このようなことから、本件申請は、現地調査、状況を確認し、許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ないようですので、採決いたします。

3番の大越地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員ですので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図4ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は自宅に隣接しており効率的に耕作できるため、譲渡人は経営規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問

題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

9月18日木曜日に、推進委員の清水さんと現地確認を行ってまいりました。案内と聞き取りは本申請の代理人であります さんと譲受人の さんに対応していただきました。

位置図を見ていただきたいんですが、 と書かれているのが今回の申請地で、譲受人のさんの家がそのすぐ北側になっております。

さんは、農地を所有していない非農家ですが、現在は近所にちっちゃな面積の農地を借り受けて、野菜を栽培をしているそうです。かねがね、もっと広い農地でたくさんの種類の野菜を作付したいと考えていたそうです。こうした中で、自宅に隣接する今回の申請地の所有者である さんに相談したところ、譲っていただくことになり、話がまとまり今回の申請に至ったとのことでした。 さんにすれば、自宅のすぐそばの農地なので、野菜づくりには最適な場所とも言えると思います。

現地の状況ですが、以前は譲渡人の さんが野菜を作っておりましたが、高齢になつたため、現在は何も作付しておらず、若干草が生えているような状況がありました。譲受人のさんは、今回の申請が許可になつたら、しっかりと管理し、野菜を作つていきたいと言っておりました。

聞き取り結果や現地の状況は以上でございまして、今回の農地法3条の許可申請については、状況等を確認した結果、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は举手をお願いします。

（举手全員）

○会長（小川達男君） 举手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図5ページから7ページをご覧ください。

本案件は、使用貸借権10年により土地を借り受けるもので、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は農業経営を拡充していきたいため、譲渡人は遠方に居住しており、耕作が困難なためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 淨君） 5番、嶋村です。

9月16日の日に、推進委員の金子さんと現地確認をし、その後、さん宅をお邪魔してお話を伺いいたしました。

現地は米、イチジク、ブロッコリー等を栽培しておりました。一部水の入りが悪いという形で大分草が生い茂ったところありましたけれども、まあ何とかやっているようなふうに見受けられました。

これなんですけれども、以前、名義変更の形で さんから さんに変えるというので申請したらしいんですけれども、 さんのほうから、それじゃなくて使用貸借にするんだという形で今回の申請になったと さんはおっしゃっていました。 さんと さんは、 さんのおいっ子に当たるんですね、 さんが。以前は、 さんがこちらに来て耕作しておったんですけども、病気になりました、 のほうに帰られてしまっています。その後を さんが引き継いで現在農業をやっている状況でございます。

何ら問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

5番の高柳地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(举手全員)

○会長（小川達男君） 举手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、6番及び7番の原道地区の案件について、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図8ページ、9ページをご覧ください。

3条の6番と7番は譲受人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

両案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は両案件とも農業の規模拡大のため、譲渡人は3条の6番は遠方のため耕作が困難なため、3条の7番は規模縮小のためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（瀬下京子君） 3番、瀬下です。

9月17日、田村推進委員と譲受人の さん立会いの下、現地調査及びお話を伺ってまいりました。

現地に関しましては、6番に関しては稲刈りがしてありました。7番に関しては、管理はされておりますけれども、草が少し生えているような状態がありました。譲渡人のお二人に関して、以前より耕作されておらず、 さんが管理をしていたということです。

許可が下りた後は、6番に関しては隣接地が さん所有の土地がありますので、水稻として耕作すると。7番に関しては、水が上がらないので水田は無理ということです。それで、麦を耕作することでした。

譲受人の さんは、地元で大きく耕作をされている方ですので、安心して大丈夫だと思ひます。やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

初めに、6番の原道地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、7番の原道地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、8番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図10ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は農業規模の拡大をしたいため、譲渡人は高齢により耕作できないためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

9月24日に、推進委員の落合さんと2人で現地確認に行ってまいりました。

現地で譲受人の　さんの代理人の土地家屋調査士の　さんにお会いし、いろいろお話を伺ってまいりました。

現地はきれいに管理されておりました。何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

8番の元和地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、10番から17番の豊野地区の8件の案件については、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図12ページ、13ページをご覧ください。

3条の10番から17番まで、譲受人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

全ての案件につきましては、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大を図るため、譲渡人は耕作が困難なためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

9月16日、地区担当推進委員の坂田さんと共に、譲受人代理の さんから聞き取り調査、現地調査を実施いたしました。

現地は、ソバの栽培が始まったばかりの農地でした。

さんによりますと、さきの土地改良工事に合わせて、耕作者である が今後の地主さんの意向について確認したところ、一部の地主さんから高齢のため譲渡したいとの申出が複数あり、今回の申請になったとのことでした。また、ほかの地主さんは引き続き への耕作依頼とのことでしたが、今後も譲渡の申出があれば申請することでした。

このようなことから、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

どうぞ。

○12番（松本 昇君） 12番、松本です。

また前と同じようなことを聞くんですけれども、おおむねこの土地の価格というのは、10アールでどれぐらいで売買されているのか、ちょっと参考に教えてもらいたいと思います。以上です。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

今回の申請のこの土地について、申請書に記載されている10アール当たりの額としては、10万円という形になっております。

以上でございます。

○12番（松本 昇君） 了解しました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないですか。

ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

初めに、10番の豊野地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員ですので、許可とすることに決定をいたします。

次に、11番の豊野地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員ですので、許可とすることに決定をいたします。

次に、12番の豊野地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員ですので、許可とすることに決定をいたします。

次に、13番の豊野地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員ですので、許可とすることに決定をいたします。

次に、14番の豊野地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願

いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君）挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、15番の豊野地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君）挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、16番の豊野地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君）挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、17番の豊野地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君）挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

◆

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君）次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の6件を議題といたします。

初めに、1番の三俣地区の案件について、事務局より説明お願いします。

○事務局（渡辺昌也君）ご説明いたします。

位置図14ページ及び配置図の4-1をご覧ください。

本案件は、自己用住宅の敷地拡張をするため、許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、現在住んでいる住宅敷地の一部が許可を得ずに宅地として使用していることが分かったため手続をするものであり、始末書が添付され、今後においても住宅として使用していくことから、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君）　7番、小川です。

9月13日土曜日に、田村推進委員さんと現地を確認後、　さん宅を訪問いたしました。

現地は、加須市の　脇の敷地が100坪ぐらいの住宅でございました。行きましたところ、門には鎖で封鎖をしてありまして、居宅は雨戸が閉まり、生活感がありませんでした。そういうわけで、現地が確認できないものですから、代理の　さんに確認依頼をしましたら、さんも　からの紹介でどういう経緯かは分からぬという返答でした。そういうことで、さんの所在を知るために、位置図の南、下のほうに駐車場の脇に昔　さんという　があつたんですが、そこの　さんに確認しましたところ、同じ組内だということで確認をしましたら、さんはとうに亡くなつておりまして、　さんが相続をしまして、　さんが自宅を持っているそうです。ただ、　さんも高齢のために　おりまして、　、ちょっとその後は分かりませんということでした。

さんの　さんの実家に確認したところ、もうお付き合いしていないということでしたけれども、　が　ということで、地区を訪問しましたら、　さんという人が　で、相続人ということが判明いたしました。　さんに確認したところ、　さんはもう自宅に戻る可能性がないので、　さんの　をそこに住まわせるために今回リフォームの依頼をしたところ、本案が発覚したということです。100坪のうちに若干農地が入っていたということで、全然本人も　さんも知らないことありましたけれども、今回リフォームするに当たって、そこを宅地に変更しないとリフォームが進まないということで、本申請になったということです。

4条申請、何ら問題なしと判断いたしてまいりました。ご審議よろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

○1番（高橋雅一君）　いいですか。

○会長（小川達男君）　はい、どうぞ。

○1番（高橋雅一君）　1番、高橋です。

この4条の1番の案件に関しましては、何かかなり調査にてこずったように思われますけれども、よく探し出したなと思って感心して聞いていた次第なんですけれども、今後こういうことがあると思うんですけども、所在不明になった場合でもこういう許可申請がもし出

た場合にはどう、話が聞けない場合に曖昧な申請があった場合には、許可は出さない方向という判断でもよろしいんですかね。実際にこういうのがないことを祈るんですけども。

○事務局（渡辺昌也君） そうですね、通常ですと、申請代理人ということで、今回のケースでいえば さんのほうが内容を熟知していただいて、審査を受けていただくというのが通常の形なもので、その辺、今委員さんのお話もあったので、ちょっとこちらも さんに改めてこの件に関して聞き取りをしたいなと思うんですけども、通常、申請代理人の方が全てを任せられて委任されて申請しておりますので、その方に聞けば案件が分かるというふうにこちらは考えております。

以上です。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の樋邊川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図15ページ及び土地利用計画図4-2をご覧ください。

本案件は、自己用住宅の進入路を拡張するため許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、住宅地への進入路が狭いことから、申請地を整備し拡張するため計画したもので、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

9月16日に、地区担当委員の森博司さん、寺田薰さんの3人で現地確認を行ってまいりました。

譲受人の代理人であります さん、申請者の さんに現地対応をしていただきました。

現在、宅地への進入路の間口が狭く不便であることから、既存進入路と合わせて4メートルにしたいということで、今回の手続をしたとのことです。

現地は、約2メートルぐらいの進入路で、隣に人家があり、ブロック塀もありまして、軽トラが注意しながら出入りしているような進入路でした。 が申請者の さんの土地です。

現場はきれいに整備され、しっかりと測量してあり、境界ぐいで明確に表示してありました。

このようなことから、本件申請は、状況を確認した結果、許可相当と判断をいたしました。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の樋邊川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員ですので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の樋邊川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図16ページ及び配置図4-3をご覧ください。

本案件は、自己用住宅及び道路後退用地とするため許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、実家から独立し自己用住宅の建築及び道路後退用地とするため計画したものであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

9月17日に、地区担当委員の森博司さん、寺田薰さんの3人で現地調査を行ってまいりました。

譲受人の代理人であります さんに現地対応をしていただきました。

さんは、現在、実家に住んでいますが、独立し、申請地に自己用住宅を建築したいとのことです。現地は、自己用住宅及び道路後退用地として境界が打ってあり、明確に表示されていました。案件の土地に住まいを建てても周囲に影響を及ぼすことはないと思われます。

このようなことから、本件申請は、状況を確認し、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番の樋脇川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の礼羽地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図1 7ページ及び平面図4-4をご覧ください。

本案件は、墓地の敷地を拡張するため許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、靈園の区画数が少なくなり、檀家等の要望により区画を増設するため計画したものであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（松本 昇君） 12番、松本昇です。

9月19日、地区担当委員の榎本勝雄推進委員さんと2人で、現地で申請人代理人の 代表取締役と一級建築士の 様からお話を伺ってまいりました。

現地は、地目は畠ですが、周りの水田と同等くらいの高さの低いところで、以前は竹など

が生えていたようですが、刈り払いされ、きれいに管理されていました。

は、歴史のあるお寺ですが、一応この申請書の申請の事由には、当該靈園は開園してから数十年経過というふうに書いてはございますけれども、もうずっと前からの、昔からのお寺でございます。それで、歴史のあるお寺ですが規模も小さく、昔は何か相当大きかったようなんですけれども、現在は小さいです。現在は市内 の 住職さんが兼務して管理しております。申請の事由については、基本的には相違はなく、農地として管理するより転用により墓地として活用したほうがいいのではないかと感じました。

このようなことから、本件申請内容は、農地法の許可基準を満たしているものと思われますので、許可相当と判断してまいりました。よろしくご審議お願ひいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

どうぞ。

○11番（関 弘明君） すみません、11番の関です。

墓地の拡張を目的とした4条申請ということで、議案書に書かれているとおり、墓地の区画が不足しているということであれば、必要性はあると思われますので、そういう意味では許可については全く問題はないように考えます。ちょっと確認なんですが、申請が4条申請ということで、お寺が申請人という形になっております。お寺が農地を所有しているというのがちょっと違和感があるんですけども、今回の案件について、この土地をいつ頃このお寺が取得したのか、どういう方法で取得したのかをちょっと確認したいと思います。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

申請の土地登記簿謄本を確認しますと、土地の所有者は になっておりまして、その取得につきましては、昭和47年4月1日、土地改良法による換地処分という形で所有者になります。

以上であります。

○11番（関 弘明君） 分かりました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の礼羽地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いし

ます。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図1 8ページ及び配置図4-5をご覧ください。

本案件は、自己用住宅を建築するため許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、十分な敷地が確保でき、実家に近く、通勤しやすいため計画したもので、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

9月18日木曜日に、推進委員の清水さんと現地確認を行ってまいりました。案内と聞き取りは、代理人であります行政書士の さんに対応していただきました。

今回の申請は、自己用住宅を建築するという4条申請になっております。申請人の さんは、現在、今回の申請地のすぐ北側に住んでおります。議案書にも書かれているとおり、このたび することになったため、自宅に隣接した今回の申請地に自己用住宅を建築するものであります。現地の状況ですが、少し草は生えておりましたが、定期的に管理はされているようでした。

聞き取り結果や現地の状況は以上でございまして、今回の申請については、一般基準、立地基準とも問題がないことから、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

5番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い

します。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図1 9ページ及び土地利用計画図4-6をご覧ください。

本案件は、長屋住宅1棟6戸を建築するため許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、長屋住宅に需要が見込めるため計画したものであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（瀬下京子君） 3番、瀬下です。

9月17日、田村推進委員と現地確認をしました。

代理人であります 土地家屋調査士事務所の さんは、遠方のため電話での対応になりました。現地は草が結構生えている状態でした。管理はされていないような感じでした。

申請者の さんは、高齢のため耕作ができずにご近所にお貸ししていたということでしたが、そこから今度返されてしまい、今は休耕地となっております。今回の申請になったということです。近隣には水田がありますけれども、耕作するには問題はないと思います。やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の19件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明お願ひします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図20ページ及び土地利用計画図5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が貸借権（2年4か月）により土地を借り受け、駐車場（一時転用）を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、2年4か月間の一時転用であり、建設工事に伴い、工事車両の駐車場として一時的に使用することから、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明ありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

9月16日、推進委員の梅田さん、野本さん、代理人、譲受人さん及び譲渡人さんとの6人で現地調査及び聞き取り調査を行いました。

申請地は地域にあり、新興住宅が立ち並び、小学校の通学路沿いで、周辺は耕作している農地が見当たらなく、さんが2年前まで稲を作っていた田んぼです。この近くに数年前まで営業していた雑誌類の整備をするという会社の跡地にの物流センターが建設される予定で、その建設にが請け負っており、その従事者に關係した駐車場を一時的に確保するものです。

これらのことでの影響はないものと思われます。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

1番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の大桑地区の案件について、事務局より説明お願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図21ページ、土地利用計画図5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が寄附により土地を取得し、墓地の敷地拡張をするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、墓地に水がたまるなどの衛生上の問題等から排水路確保のため計画したものであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

9月17日、推進委員の梅田さんと野本さん及び譲渡人さん及び代理人土地家屋調査士事務所のさんと5人で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は地域にあり、新興住宅が建ち並び、小学校の通学路沿いで、の南側にあります。

のお話では、申請地の南側に隣接して住宅が建設されると聞いたとき、墓地内からの自然排水が遮断されてしまうので、その前に排水路を設置しなければならないと考え、譲渡人のさんとの協議で、その部分の寄附を受けたとのことです。しかしながら、農地法の許可が必要であることを知らないまま排水路を施工してしまったものです。このことで、檀家の人たちや市及び周辺の方々には大変なご迷惑をおかけしましたとおわびの言葉をいただいております。これらのことと、周辺の住宅や他の農地に影響はないものと思われます。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可はやむを得ないものと判

断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

2番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

○局長（野崎修司君） 審議の途中でございますけれども、ここで休憩を取りたいと思います。

なお、再開につきましては、3時10分といたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時10分



◎開議の宣告

○局長（野崎修司君） それでは、これより審議を再開いたします。



○会長（小川達男君） それでは、始めさせていただきます。

4番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図23ページ、土地利用計画図5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅の敷地拡張をするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、県道の拡張事業により自宅の敷地

の一部が買収され手狭になったため計画したものであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

9月20日、増川推進委員と現地調査及びに聞き取りに行ってきました。

現地は少し草がありましたが、管理されていました。

譲受人の さんにお聞きしたところ、10年前ぐらいに自宅敷地の一部が県道拡張事業になり、敷地の一部が買収され、自宅のすぐ横の土地が譲渡人の申請地です。車の置く土地が欲しく、今回申請になりました。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

4番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員ですので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図24ページ及びレイアウト図5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

9月20日、増川推進委員と現地調査及びに聞き取りに行ってきました。

現地はきれいに管理されていました。

譲渡人の さんにお聞きしたところ、申請地は野菜を作りながら管理していましたが、高齢になり管理が難しくなり、 太陽光発電の計画になり、土地の売買になりました。今回の申請になりました。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の水深地区の案件について、事務局より説明お願ひします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図25ページ及び配置図5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃借権（30年）により土地を借り受け、集会所を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとなっております。一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

9月20日、増川推進委員と現地調査及びに聞き取りに行ってきました。

現地はきれいに管理されていました。

譲受人の さんにお聞きしたところ、 地区には集会所がなく、自治会総会で建設につい

て話し合ったところ、申請地を賃借権で今後集会所がいい形になるということです。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

6番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員ですので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の樋邊川地区の案件について、事務局より説明お願ひします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図のこちら15ページ、ちょっと戻るような形になるんですけども、15ページをご確認いただくのと、土地利用計画図5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅進入路にするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、宅地への進入路が狭いことから、宅地への進入路を拡張するため計画したものであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

9月16日に、地区担当委員の森博司さん、寺田薰さんの3人で現地確認を行ってまいりました。

譲受人の代理人であります さん、申請者の さんに現地対応していただきました。さきほども申しましたが、現在、宅地への進入路が狭く不便であることから、拡張したいとのことです。

先ほどは4条-2、 が さんの土地になります。今回は5条-7は と 、これが さんの土地になります。申請者 さんと譲渡人の さんは、字も違います、全く関係ないとい

うようなことですね。さんの土地は長年にわたり申請者のさんが借り受け、1枚の田んぼとして稲を作付しているとのことで、さんの同意を得ているとのことです。現場はきれいに整備され、しっかりと測量してあり、境界ぐいで明確にしてありました。

このようなことから、状況を確認し、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

7番の樋邊川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員ですので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の樋邊川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図26ページ、建築物・施設の配置図5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、整備場及び駐車場、資材置場にするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、農機具の修理、メンテナンス作業のために事務所前に整備場及び駐車場、資材置場を計画したものであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

9月16日に、地区担当委員の森博司さん、寺田薰さんの3人で現地調査を行ってまいりました。

譲受人のの代理人でありますさんに現地対応をしていただきました。は、農機具の修理、メンテナンス作業のため、整備場及び駐車場、資材置場として活用したいとのことで

す。譲渡人の　さんは現在　市に住んでおり、耕作ができないため、売却したいとのことです。

現地を確認したところ、しばらく耕作しておらず、草で覆われていたようですが、整地され、草は取り除かれていました。事務所前には多くの農機具が置かれていましたが、案件の土地を整備し、駐車場、資材置場として活用することにより、作業効率も上がり、環境の改善にもつながると思いました。

このようなことから、本件申請は状況を確認し、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番の樋内川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の大越地区の案件について、事務局より説明お願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図27ページ及び平面図5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、駐車場を敷地拡張するもので、必要添付書類が整えられています。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、事業拡大による中古車販売の在庫車等置場として拡張するものであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君）　10番、須藤秀夫です。

9月18日に、地区担当委員の越塚明さんと現地確認を行ってまいりました。

譲受人の代理人であります　さんに現地対応をしていただきました。

譲渡人の　さんは、案件の土地をコスモス畑として未来館に貸していますが、契約終了後に　さんに売却したいとのことです。　さんは、事業拡大のため、中古車販売の在庫車置場として隣地を購入し、敷地拡張を図りたいとのことです。

現地を確認しましたが、中古トラックの販売の展示スペースとして活用しても、ほかの農地に影響することなく、また、近隣の住宅に影響することもないと思われますので、問題はないと思いました。

このようなことから、状況を確認し、許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ないようですので、採決いたします。

9番の大越地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員ですので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図28ページ及び土地利用計画図5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、農業用施設を設置するもので、必要添付書類が整えられています。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、事業拡大に伴い自己所有地に隣接する土地を購入し、農業用施設を建設し、事業拠点とするため計画したものであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君）　7番、小川です。

9月13日に、儘田推進委員さんと現地を確認後、　・　両宅を訪問いたしました。

まず、現地は草刈りはしてきましたが、耕作は一切していなかったです。土地の管理としては十分に管理されていた土地になっておりました。現況は畠でございまして、地目と同一になっておりました。

まず、さんと面談をしまして、経緯を確認いたしました。位置図で分かるとおり、既存敷地というものを一昨年購入いたしまして、こちらのほうで農業に関わる施設をつくる予定でおりましたけれども、まだまだ土地が足りないですから、その前に畠となっている地続きのものを購入するということでこの一年間検討してまいりまして、地主さんと検討を重ねてきたということでした。

さんは大規模農業経営ということで、認定農業者になっておりまして、大型の機器を多数所有しております。ただ、現在住んでおるところがの裏の道が狭い建売住宅のようなところに住んでおりまして、農業用地の農業用機械の置場等々に困っておりました次第でございます。そんなところを、隣接地であるさんに相談したところ、さんが譲ってもいいという返事をいただいたそうです。

さんに面談をしたところ、さんは、地区のというところでを営んでおりまして、大変大きくをやっておりまして、農地の管理はもう以前からしておらないということで、農地の処分に困っていたという経緯がございました。そういうところ、さんからお話がありまして、これ幸いとさんに譲るということで了解を得たそうです。

5条申請、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議よろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番の不動岡地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、11番の礼羽地区の案件について、事務局より説明お願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図29ページ及び土地利用計画図兼給排水計画図5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（8区画）及び道路後退用地とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（松本 昇君） 12番、松本昇です。

9月19日、地区担当委員の榎本勝雄さんと2人で、現地で譲渡人の一人、さんからお話を伺ってまいりました。

現地は、全体が畠状態でしたが、以前は陸田として水稻栽培をしてきました。その後、近所の認定農業者が小麦を栽培していましたが、このたび、開発業者から農地転用等の話の相談があり、今回の申請に至ったとのことでした。

この申請地の東側は、本年7月に長屋住宅として農地法第4条の転用許可された土地もあり、近隣は宅地化が急速に進んでおり、申請の事由に相違ありませんでした。

このようなことから、本申請内容は農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断してまいりました。よろしくご審議お願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

11番の礼羽地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員ですので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、12番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明お願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図30ページ及び平面・断面図5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（9か月）により土地を借り受け、農地改良工事に一時転

用を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地と判断されるが、9か月間の一時転用であること、盛土をし、耕作が可能な土地にするため農地改良工事を行うことはやむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関　弘明君）　11番の関です。

9月18日に、推進委員の清水さんと現地確認を行ってまいりました。

案内と聞き取りは、代理人であります　の　さんに対応していただきました。

今回の申請は、農地改良を目的とした5条申請ですが、申請に至った経緯について少し説明をさせていただきます。

今年の2月のことなのですが、今回の譲渡人の一人であります　さんが、私のところに相談に来ました。内容は、以前は今回の申請地に米を作っていたのですが、高齢になり、かつ農業機械も壊れたため、10年ぐらい前から米を作つておらず、草刈り等の管理を業者に委託してきたそうです。委託費を支払うことが負担になってきたので、誰か耕作する方を探してほしいということでした。

そこで、　さんの所有農地に隣接する農地を耕作している農家さんに相談したのですが、現地は陸田になっており、　さんの農地には高さの関係で水が行きにくく、耕作はできないと断られてしまいました。何人かに相談したのですが、皆に断られ、話が前に進まない状況でした。

そこで、近くの農地を借り受け、耕作をしている種足地区の農家さんに相談したところ、まとまった農地にしていただければ借り受けますということでした。そこで、私のほうで議案書に書かれている農地の所有者に相談をすることになるのですけれども、　さんと　さんを除く所有者が持っている土地については、今現在米を作つており、話がまとまるとは難しいと考えておりました。相談したところ、現地は陸田で水管理が大変であること、そして高齢になってきているので、耕作してくれる方がいるなら貸し付けてもよいという返事を全員からいただきました。

こうした経緯があり、今回の農地改良の申請に至ったところです。農地改良を実施することにより、約7,300平米の農地が集積・集約されることになり、今後は効率的、効果的

な耕作が可能となるとともに、耕作放棄地を未然に防ぐことにつながるのではないかと期待しております。

農地改良終了後については、先ほど申しました種足地区の　さんという方が麦などを作付することで話がまとまっております。

貸し借りの手続につきましては、農地中間管理事業を活用することとし、若干の事務手続については、この地区には協議会が設立されておりませんので、私どもで少しお手伝いをさせていただくことになっております。

現地の状況ですが、先ほど説明したとおり、　さんと　さん以外の田んぼについては、米を作っております。　さんの農地については、きれいに管理されております。　さんの農地なんですが、ここについては耕作放棄地状態で、大きな木が何本も生えているような状況でした。代理人に確認したところ、近日中に伐採をするというお話でした。昨日、現地を確認しましたら、きれいに木は伐採されておりました。

現地の状況や農地改良を実施するに至った経緯が以上でございまして、今回の5条申請については、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

どうぞ。

○12番（松本　昇君）　関委員さん、随分一生懸命農業委員の仕事をやっていまして、感動しました。すごい活動で感心しました。

以上です。

○会長（小川達男君）　ご質疑はありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ないようですので、採決いたします。

12番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員ですので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、13番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明お願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

こちらもちょっとページが戻るんですが、位置図4ページにお戻りいただきまして、及び

現況配置図の5-13をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅の進入路とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、60年以前より長年にわたり借りていた出入口とは別に、市道から直接出入りできる進入路として拡張するため計画したものであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関　弘明君）　11番の関です。

9月18日に、推進委員の清水さんと現地確認を行ってまいりました。案内と聞き取りは、代理人であります　さんと、今回の譲受人であります　さんに対応していただきました。

今回の申請は、自己用住宅の進入路を目的とした5条申請です。先ほど3条の4番でご審議いただき許可となった案件が、譲渡人・譲受人が一緒でございます。

現地の状況ですが、草は生えておりますが、定期的に管理はされているようでした。

申請に至った経緯ですが、譲受人の　さんは、約60年前から進入路として借り受けている土地がありますが、相手方が次の代になったとき、引き続き借りりができるかどうかが不安を持っていたそうです。そこで、今回の申請地である市道に隣接する　さん所有の農地を購入し、進入路としたいと考えたそうです。そこで、　さんに相談したところ、　さんも高齢になり、農地を耕作することが難しくなったということで、話がまとまり、今回の申請となったそうです。

配置図の5-13を見ていただければ分かるんですが、右側に自宅がありまして、上下にある斜め線の部分が今まで進入路として使ってきたものです。今回の申請地が網かけになっている市道に隣接された土地になります。今回申請して許可になれば、約4メートルの進入路といいますか、道路になります。

聞き取り結果については以上なんですが、今回の申請については、一般基準、立地基準とも問題がないことから、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

13番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員ですので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、15番の高柳地区の案件について、事務局より説明お願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図32ページ及び土地利用計画図の5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（2区画）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 淨君） 5番、嶋村です。

9月16日の日に、推進委員の金子さんと 土地家屋調査士さんに立ち会いいただきまして、現地確認を行いました。譲渡人の さんは、ちょっとそのとき留守だったので、後日電話で確認をいたしました。

現地は若干の草は生えていましたけれども、それなりに管理はされておりました。ちなみに、 は でございまして、これ以前よりトラクターで草を耕うんしていました、管理はしておったんですけども、だんだん高齢になってしまいまして、もう今後できないから後継ぎもいないし今般手放すと、そういう事情でございます。

近くも大分家が建て込んでおりまして、万やむを得ないかなと判断いたしました。よろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

15番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は举手をお願いします。

（举手全員）

○会長（小川達男君） 举手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、16番の高柳地区の案件について、事務局より説明お願ひします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図33ページ及び土地利用計画図5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 淨君） 5番、嶋村です。

同じく9月16日の日に、推進委員の金子さんと現地確認をいたしました。代理人のさん、当日ちょっと都合がありまして来られないもので、電話で確認を取りました。

この土地はもう再三にわたって案件上がってきているんですけども、譲渡人のさんの実家が角のこれ、さんといううちなんですかけども、ここの出なんですね。相続で譲り受けたんですけども、とても自分で管理できないと。それで、4区画の形で分譲をしております。残りの最後が今回の案件でございまして、やむを得ない案件かなと思いました。よろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

16番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は举手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、17番の北川辺地区の案件について、事務局より説明お願ひします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図34ページ及び土地利用計画図5-17をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃借権（20年）により土地を借り受け、資材置場及び駐車場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、駐車場等として利用してきたが許可を取得していないことが判明したため、農用地区域の除外が完了し、農地転用の許可を取得するものであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（山岸和男君） 4番、山岸です。

この案件につきまして、9月16日に、の社長、副社長、代理人の土地家屋調査士のさん、推進委員の荒井さんと荻原さんと私の6人で、現地確認と聞き取りをしました。は、の加工業をやっております。平成28年頃の申請のときに、書類の不備で申請地が農地のまま資材置場として使用していたことが分かり、今回是正のための申請となりました。

許可相当と考えますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

17番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、18番の原道地区の案件について、事務局より説明お願ひします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図35ページ及びレイアウト図5-18をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に隣接していることから、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（瀬下京子君） 3番、瀬下です。

9月17日、田村推進委員と現地確認を行いました。譲受人の代理人でありますのさんは、遠方のため電話での対応となりました。

現地に関しましては、一部野菜を作っていた形跡はあるのですが、ほとんど草に覆われてました。譲渡人のさんですけれども、高齢で耕作ができず、放棄地状態になつたため、今回の申請になつたそうです。

住宅地の中にあるため、近隣の方13軒説明をして承諾を得たということです。連絡先の掲示ですけれども、門扉のところにつけるとおっしゃっておりました。草の管理に関しては、が年3回行うということです。

1つちょっと問題があつて、申請地の下のさんというお宅があるんですけども、大変隣接しております、パネルの角度によってはまぶしいのではないか、特に2階はどうなんだろうと田村推進委員と話しておりまして、一旦家に戻りまして、さんにお電話をしてお聞きしましたところ、パネルの角度は10度ぐらいなのでまぶしさは大丈夫ですとのことです。さんにもちゃんと説明をして了解を得ているとのことでした。

やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

18番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い

します。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、19番の元和地区の案件について、事務局より説明お願ひします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図36ページ及び土地利用計画図5-19をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、駐車場を敷地拡張するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第3種農地と判断され、事業拡張のため購入した営業所に隣接する土地を駐車場とするため拡張するものであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

9月18日に、推進委員の落合さんと2人で現地確認に行ってまいりました。現地で譲受人の代理人のさんにお会いし、譲渡人のさんとさんは、さんは市、さんは市であり離れていないとのことで、さんから相談を受けて売買が成立したことでした。さんもで100台のトラックで運送業をしていて、いい場所を探していたのでスムーズに話がまとまったんだそうです。高速道路のインターも近くにあり、よいところなので、さんも気に入ったとのことでした。そして、大利根支店として運送業をやりたいそうでございます。

何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

19番の元和地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君）　　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

　次に、21番の豊野地区の案件について、事務局より説明お願ひします。

○事務局（渡辺昌也君）　　ご説明いたします。

　位置図38ページ及び配置図の5-21をご覧ください。

　本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、農業用施設及び農業用資材置場とするもので、必要添付書類が整えられております。

　また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、経営規模が年々拡大しており、新たに農業用施設及び農業用資材置場にして使用するため計画したものであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

　以上です。

○会長（小川達男君）　　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君）　　6番、金子です。

　9月16日に、地区担当推進委員の坂田さんと共に、譲受人の　さん、　土地家屋調査士から聞き取り調査、現地調査を実施いたしました。

　現地は耕うんされ、きれいに管理されている農地でした。

　さんによりますと、譲受人は経営規模拡大のため農業用施設、機材置場が必要となり、探しておりました。譲渡人は高齢で耕作できないため、処分を考えていたとのことでした。現地は農地に接していないため、この転用による他の農地への支障はありません。

　このようなことから、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断したところです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君）　　ありがとうございました。

　本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

　（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

　21番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

　（挙手全員）

○会長（小川達男君）　　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

　次に、22番の豊野地区の案件について、事務局より説明お願ひします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図39ページ及び平面図及び断面図5-22をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（2か月）により土地を借り受け、農地改良工事（一時転用）を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、2か月間の一時転用であり、盛土をし耕作が可能な土地にするため、農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

9月16日、地区担当推進委員の坂田さんと共に、譲受人代理の さんから聞き取り調査、現地調査を実施いたしました。

現地は管理されている農地でしたが、このときは雑草が繁茂しておりました。

さんによりますと、水はけが悪く耕作しにくいので、土地改良し、麦を作付したいとのことでした。工事に当たっては、隣接する水路、農地に支障のないように、境界からセットバックし施工し、特に地主さんと協力して水路に土砂の流入防止用畦畔ガードを取り付けて施工することでした。また、隣接する地主さんには工事概要を説明し、了承を得ているとのことでした。

このようなことから、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断したところです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

22番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員ですので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第4号「令和7年（9月分）農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に松本昇委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いします。

（松本昇委員 退室）

○会長（小川達男君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙議案第4号をご参照ください。

令和7年（9月分）農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、加須市より意見を求められております。

促進計画につきましては、借受けを希望した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものです。それを受け、希望者への農用地の貸付けが適当であるかのご審議をよろしくお願ひいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。ありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第4号「令和7年（9月分）農用地利用集積等促進計画（案）について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、同意とすることに決定をいたします。

議案第4号の審議が終了しましたので、退席している松本議員の入室をお願いします。

（松本昇委員 入室）



◎報告事項

○会長（小川達男君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） それでは、報告第1号から第3号についてご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の18ページからをご参照ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について12件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号、21ページをご参照ください。

「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について6件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、22ページからをご参照ください。

「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について172件、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。

○局長（野崎修司君） 小川会長、議事進行ありがとうございました。

————— ◇ —————

◎閉会の宣告

○局長（野崎修司君） それでは、最後になりますが、松本職務代理から閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 本日はお忙しい中、委員各位におかれましては、長時間にわたり慎重審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、令和7年第9回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会 午後 4時18分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和7年9月25日

会長 小川 達男

署名委員 嶋村 淨

署名委員 金子 勇一